

県障害者計画策定に係る県障害者施策推進協議会の
県手話施策推進協議会への意見聴取対応等について

- 1 県手話施策推進協議会の各委員に対し、障害者支援室から事前に意見調査を実施。(令和4年6月)
- 2 県手話施策推進協議会において、1をとりまとめの上作成した意見(案)を提示。意見(案)のとおり採用。(令和4年8月10日)
- 3 県障害者施策推進協議会から県手話施策推進協議会へ、県障害者計画の策定に関する意見の照会。(令和4年12月23日)
- 4 県障害者施策推進協議会からの意見照会に対し、県手話施策推進協議会から県障害者計画の策定に関する意見書を提出。(令和4年12月28日)
- 5 令和4年度第2回県障害者施策推進協議会(令和5年2月2日開催)の資料に、県手話施策推進協議会からの意見書を添付し、会議の中で「県手話施策推進協議会から意見書が提出された」旨の報告を県障害者施策推進協議会会長から報告。

◎かごしま県民手話言語条例(抜粋)

(施策の策定及び推進)

- 第7条 県は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第2項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画において、手話の普及等に関する施策を策定し、及びこれを総合的かつ計画的に推進するものとする。
- 2 鹿児島県障害者施策推進協議会条例(昭和49年鹿児島県条例第21号)第1条の鹿児島県障害者施策推進協議会(以下、「障害者施策推進協議会」という。)は、県が前項の規定により手話の普及等に関する施策を策定しようとするときに、県から障害者基本法第11条第5項の規定により意見を聴かれた場合において、その意見を定めようとするときは、あらかじめ、第17条第1項の鹿児島県手話施策推進協議会の意見を聴かなければならない。

県障害者推進協議会に提出した意見書

鹿児島県障害者計画の策定に係る意見について

「言語としての手話の認識の普及及び手話を使用しやすい環境の整備に関するかごしま県民条例（以下、かごしま県民手話言語条例）」は、言語としての手話の認識の普及及びろう者の手話の習得の機会の確保その他の手話を使用しやすい環境の整備を図り、ろう者である県民とろう者以外の県民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を実現するため、令和2年3月に公布・施行されました。

かごしま県民手話言語条例第7条の規程に基づき、県が、今年度、新たに策定する県障害者計画（計画期間：令和5～9年度）において、手話の普及等に関する施策を策定するに当たり、下記のとおり意見します。

記

- 1 手話を習得するための支援体制の整備を図ること（第8条関係）
 - (1) ろう者が乳幼時期から家族等とともに手話を習得することができるよう手話に関する情報の提供、相談及び手話に接する機会の充実等手話を習得するために必要な支援を行う体制の整備を図る。
- 2 手話を学ぶ機会の確保等を図ること（第9条関係）
 - (1) 県民が手話を学ぶ機会の確保を図る。
 - (2) 県は施策推進のため、職員が手話を学ぶ機会の確保を図る。
- 3 手話を用いた情報発信等に努めること（第10条関係）
 - (1) 手話を用いた情報の発信に努める。
 - (2) 災害時等の非常時に、ろう者が手話で必要な情報を得られるよう、市町村に対して情報の提供、技術的な助言等支援を行う。
- 4 手話通訳を行う人材の育成等を図ること（第11条関係）
 - (1) 手話通訳を行う者及びその指導者の養成等を実施する。
 - (2) 市町村と連携して、ろう者が意思疎通支援を適切に受けられる体制を整備等に努める。
- 5 学校における取組の推進に努めること（第12条関係）
 - (1) 教職員の手話に関する知識及び技能の向上に努める。
 - (2) ろう児等及び保護者等に対する手話に関する学習の機会の提供及び教育相談等に努める。
- 6 観光旅行者等への対応に努めること（第13条関係）
 - (1) ろう者である観光旅行者等が安心して県内で滞在できるよう手話の普及等に努める。
- 7 事業者への支援を行うこと（第14条関係）
 - (1) 県は手話の使用に関して必要かつ合理的な配慮を行う事業者に対し、情報の提供、助言その他必要な支援を行う。

障害者計画における手話施策推進協議会意見の反映状況

第1章 総論

3 基本的な方針

① 地域社会における共生等

- 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。（P2）

第2章 重点的に取り組む施策

7 社会参加の促進《施策の基本的方向》

新■ 手話通訳者や要約筆記者等の養成・派遣等により、障害のある人の情報の収集やコミュニケーション支援に努めます。（P18）

1 目的（第1条関係）

この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、言語としての手話の認識の普及及び手話の習得の機会の確保その他の手話を使用しやすい環境の整備（以下「手話の普及等」という。）に関する基本理念を定め、県の責務等並びに県民、ろう者（聴覚障害者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。以下同じ。）、手話通訳を行う者及び事業者その他の関係者（以下「県民等」という。）の役割を明らかにするとともに、手話の普及等に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本事項を定めることにより、手話の普及等に関する施策を推進し、もってろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2 施策の策定及び推進（第7条関係）

- (1) 県は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画において、手話の普及等に関する施策を策定し、及びこれを総合的かつ計画的に推進するものとする。
- (2) 鹿児島県障害者施策推進協議会条例第1条の鹿児島県障害者施策推進協議会は、県が前項の規定により手話の普及等に関する施策を策定しようとするときに、県から障害者基本法第11条第5項の規定により意見を聴かれた場合において、その意見を定めようとするときは、あらかじめ、第17条第1項の鹿児島県手話施策推進協議会の意見を聴かなければならない。

第3章 分野別施策の基本的方向

1 差別の解消・権利擁護の推進及び虐待の防止

(2) 障害を理由とする差別の解消の推進

- 全ての県民が障害や障害のある人に対する理解を深めるよう、広報誌「ありば」を発行するとともに、県政広報媒体（広報誌、県政広報番組、ホームページ等）・新聞等の活用による広報活動を実施します。**また、県民が手話を学ぶ機会の確保に努めます。**（P22）

- 障害者差別解消法改正の施行に向けて、政府の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」の改定、各省庁における所管分野を対象とした対応指針の見直し等を踏まえ、補助犬の同伴や手話の使用等に関して情報提供に努めるなど事業者や県民への周知啓発等に取り組みます。
(P23)

意見2 手話を学ぶ機会の確保等を図ること（第9条関係）

- (1) 県民が手話を学ぶ機会の確保を図る。
- (2) 県は施策推進のため、職員が手話を学ぶ機会の確保を図る。

意見7 事業者への支援を行うこと（第14条関係）

- (1) 県は手話の使用に関して必要かつ合理的な配慮を行う事業者に対し、情報の提供、助言その他必要な支援を行う。

3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

(2) 情報提供の充実

- 「県視聴覚障害者情報センター」において、点字・録音図書や字幕入りDVD等の収集・貸出などにより、視聴覚障害者への情報提供に努めます。
(P29)

意見1 手話を習得するための支援体制の整備を図ること（第8条関係）

- (1) ろう者が乳幼児期から家族等とともに手話を習得することができるよう手話に関する情報の提供、相談及び手話に接する機会の充実等手話を習得するために必要な支援を行う体制の整備を図る。

- 県広報紙について、点字版・録音版を作成・配布するとともに、県政広報テレビ番組や定例知事記者会見等の配信を手話・字幕付きとするなど、障害のある人に配慮した県政の広報に努めます。 (P29)

意見3 手話を用いた情報発信等に努めること（第10条関係）

- (1) 手話を用いた情報の発信に努める。
- (2) 災害時等の非常時に、ろう者が手話で必要な情報を得られるよう、市町村に対して情報の提供、技術的な助言等支援を行う。

(3) 意思疎通支援の充実

- 新** ■ かごしま県民手話言語条例を踏まえ、言語としての手話の認識の普及及び手話の習得の機会の確保、手話を使用しやすい環境の整備を図るため、手話の普及等に関する施策を推進します。 (P30)

- 視聴覚障害者等に対してコミュニケーション支援を行う、手話通訳者、要約筆記者、音訳奉仕員、点訳奉仕員、盲ろう者通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者等の養成研修を実施します。

また、市町村等と連携してこれらの者の派遣体制の充実や指導者の養成に努めるほか、音声機能を喪失した障害のある人に対して、発声訓練を行います。 (P30)

意見4 手話通訳を行う人材の育成等を図ること（第11条関係）

- (1) 手話通訳を行う者及びその指導者の養成等を実施する。
- (2) 市町村と連携して、ろう者が意思疎通支援を適切に受けられる体制を整備等に努める。

4 防災・防犯等の推進

(1) 防災対策の推進

- また、災害は発生時、若しくは災害が発生するおそれがある場合、又は事故発生時に障害者に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者、消防機関、県警察等の協力を得つつ、手話等による情報取得を含めた障害特性に配慮した多様な伝達手段や方法による情報伝達の体制や環境の整備を促進します。（P32）
- 避難所のバリアフリー化や、避難所において手話等によるコミュニケーション手段など障害特性に応じた支援を得ることができるよう、要配慮者の対応、支援等について定めた「避難所管理運営マニュアル」の策定及び適宜見直し、福祉避難所の確保を市町村に要請し、避難所管理運営体制の整備を促進します。（P32）

意見3 手話を用いた情報発信等に努めること（第10条関係）

- (1) 手話を用いた情報の発信に努める。
- (2) 災害時等の非常時に、ろう者が手話で必要な情報を得られるよう、市町村に対して情報の提供、技術的な助言等支援を行う。【再掲】

5 行政における配慮の充実

(1) 選挙における配慮

- 政見放送への手話通訳・字幕の付与、点字、音声、拡大文字、インターネットを通じた候補者情報の提供等、ICTの進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実を図ります。（P34）

(2) 行政機関における配慮及び障害者理解の促進等

- 行政機関の職員が適切に対応するために必要な事項を定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」に基づき、職員に対する研修を実施します。また、職員が手話を学ぶ機会の確保に努めます。（P35）
- 県広報紙について、点字版・録音版を作成・配布するとともに、県政広報テレビ番組や定例知事記者会見等の配信を手話・字幕付きとするなど、障害のある人に配慮した県政の広報に努めます。（P35）

意見3 手話を用いた情報発信等に努めること（第10条関係）

- (1) 手話を用いた情報の発信に努める。
- (2) 災害時等の非常時に、ろう者が手話で必要な情報を得られるよう、市町村に対して情報の提供、技術的な助言等支援を行う。【再掲】

意見2 手話を学ぶ機会の確保等を図ること（第9条関係）

- (1) 県民が手話を学ぶ機会の確保を図る。
- (2) 県は施策推進のため、職員が手話を学ぶ機会の確保を図る。【再掲】

7 自立した生活の支援，意思決定支援の推進

(3) 地域移行支援，在宅サービス等の充実

イ 社会参加の推進

- 視覚障害者，聴覚障害者，盲ろう者等のコミュニケーションを支援するため手話通訳者・奉仕員や要約筆記者，音訳奉仕員，点訳奉仕員，盲ろう者通訳・介助員，失語症者向け意思疎通支援者などを養成して社会参加を促進します。(P52)

8 教育の振興

(2) 教育環境の整備

- かごしま県民手話言語条例を踏まえ，鹿児島聾学校における聴覚障害教育のセンター的機能を活用して，教職員の手話に関する知識及び技能の向上や保護者等に対する手話に関する学習機会の提供及び教育相談等に努めます。

(P60)

意見 1 手話を習得するための支援体制の整備を図ること（第8条関係）

- (1) ろう者が乳幼児期から家族等とともに手話を習得することができるよう手話に関する情報の提供，相談及び手話に接する機会の充実等手話を習得するために必要な支援を行う体制の整備を図る。【再掲】

意見 5 学校における取組の推進に努めること（第12条関係）

- (1) 教職員の手話に関する知識及び技能の向上に努める。
- (2) ろう児等及び保護者等に対する手話に関する学習の機会の提供及び教育相談等に努める。

10 文化芸術活動・スポーツ等の振興

(3) ユニバーサルツーリズムの推進

- 障害の有無等にかかわらず，誰もが安心して，離島をはじめとする県内各地を快適に旅行できるような受入体制の整備や，観光事業者等を対象とした講習会の開催など，ユニバーサルツーリズムの推進に努めます。(P69)

意見 6 観光旅行者等への対応に努めること（第13条関係）

- (1) ろう者である観光旅行者等が安心して県内で滞在できるよう手話の普及等に努める。